

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松山市	泊地区(泊集落、御手洗集落、船越集落、鷺ヶ巣集落)	令和3年3月18日	令和4年1月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	126.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	109.8ha
i うち20才から49才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.3ha
ii うち50才から69才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.0ha
iii うち70才以上の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	54.3ha
③地区内における70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.54ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>70才以上の農家が54.3haの農地を所有又は耕作しており、10年後、これらの農地を誰が担うか検討が必要。</p> <p>70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積16.5haは、近いうちに耕作放棄地となることが見込まれる。</p> <p>島内には不在地主の農地が増えることにより荒廃農地が増え、口約束での貸借によるトラブルも起こっている。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>今後、耕作されない農地については、中心経営体となる認定農業者等が担うほか、新規就農者など地縁的なつながりのある農業者も含め、法令に基づいて担い手に農地を集約化することを基本に貸借を進め、耕作のしやすい地区内の優良な農地を優先に守っていく。</p>
<p>法令に基づく農地の貸借を進めるため、樹園地の基盤整備や柑橘品種に応じた生産条件の整備を進めておく。</p>

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	柑橘、果樹	2.19 ha	柑橘、果樹	2.19 ha	鷺ヶ巣集落
認農	B	柑橘	2.55 ha	柑橘	3.00 ha	泊集落
認農	C	柑橘	0.32 ha	柑橘	0.27 ha	泊集落、御手洗集落
認農	D	柑橘	1.44 ha	柑橘	1.50 ha	泊集落、御手洗集落
認農	E	柑橘	1.00 ha	柑橘	1.00 ha	泊集落、鷺ヶ巣集落
認農法	F	柑橘	3.15 ha	柑橘	2.95 ha	泊集落、御手洗集落
認農	G	柑橘	0.66 ha	柑橘	0.66 ha	泊集落
認就	H	柑橘	1.50 ha	柑橘	2.00 ha	泊集落、御手洗集落、鷺ヶ巣集落
認農	I	柑橘、果樹	1.75 ha	柑橘、果樹	1.94 ha	御手洗集落
認農	J	柑橘	1.23 ha	柑橘	1.23 ha	鷺ヶ巣集落
認農	K	柑橘	0.50 ha	柑橘	0.50 ha	泊集落、御手洗集落
認農	L	柑橘	3.74 ha	柑橘	3.74 ha	泊集落、船越集落
認農	M	柑橘、果樹	2.60 ha	柑橘、果樹	2.26 ha	泊集落
認農	N	柑橘	1.60 ha	柑橘	1.60 ha	泊集落
認農	O	柑橘	0.66 ha	柑橘	0.66 ha	泊集落
認就	P	柑橘	0.44 ha	柑橘	0.80 ha	泊集落
認就	Q	柑橘	1.29 ha	柑橘	1.29 ha	泊集落
認就	R	柑橘	0.46 ha	柑橘	1.00 ha	泊集落、御手洗集落
認就	S	柑橘	2.27 ha	柑橘	4.00 ha	泊集落
認就	T	柑橘	0.69 ha	柑橘	0.69 ha	泊集落
認農	U	柑橘	1.60 ha	柑橘	1.90 ha	泊集落
認就	V	果樹	0.97 ha	果樹	0.97 ha	泊集落
計	22人		32.61 ha		36.15 ha	

※中心経営体…認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者

4 農地の集積・集約化の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、127筆、15.4haとなっている。地区内の耕作のしやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、農地利用の意向調査を参考に、貸したい意向を示した農地の法令に基づいた貸借を進める。

また、農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者の確保に積極的に取り組むとともに、中心経営体に位置付け、農地の受け手を増やす。

【農地中間管理機構の活用方針】

中心経営体へ農地の集約化を目指し、農地所有者は、リタイヤ前や離農前に農業委員と相談しながら、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者等と行い、機構を通じた中心経営体への貸付けに取り組む。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産性の向上や農地集積・集約化を図るため、ハウス、防風・防鳥ネット、かん水設備をはじめ、園内道等生産基盤の整備に取り組む。また、農地の区画整理、園内道、水路等農業用施設の整備に取り組む。

畑地帯総合整備事業で基盤整備を行い、農地中間管理機構を通じて担い手に農地を貸し付ける。

【新規・特産化作物の導入方針】

高単価が見込まれる「せとか」など有望品種や「レモン」など特産化品種の取り組み、安定した収入を確保する。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

鳥獣害が出ている区域については、重点的に電気柵やワイヤーメッシュの計画的な共同設置や、防鳥ネット等の設置に取り組む。

【災害対策への取組方針】

豪雨や台風による被害防止のため、地域で連携して、農地周辺を流れる水路の点検・清掃やハウス、モノレールの点検・補修など日頃から意識して防災・減災活動に取り組む。